

岡ス協発第 237 号  
令和4年 7月28日

加盟団体代表者 様

公益財団法人岡山県スポーツ協会  
事務局長 奥 田 洋 司

侮辱罪の法定刑引き上げ及びアスリートへの性的ハラスメント防止に向けた  
競技団体の取組事例等について

平素から、本会諸事業の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて日本スポーツ協会を通じ、スポーツ庁から別添のとおり連絡がありましたので、内容をご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

以下スポーツ庁からのメール内容—————

平素よりお世話になっております。

このたび、刑法等の一部を改正する法律が成立し、侮辱罪の法定刑が引き上げられました。

今般の法定刑引き上げは、アスリートを標的にしたものを含め、インターネット上での誹謗中傷の抑止等を目的とするものですので、その改正内容について周知いたします。

また、スポーツ大会等における、アスリートへの写真・動画による性的ハラスメントについて、競技会場において対策を講じている競技団体の取組事例を御紹介いたしますので、各スポーツ団体において、取組事例を参考に、競技の特性に応じて必要な対策を講じて頂きますようお願いいたします。

あわせて、SNS等における誹謗中傷や写真・動画による性的ハラスメントの被害にあわれたアスリートが活用できる相談窓口について改めて周知いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。